



災害時における応急調査業務に関する協定



小松市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査協会（以下「丁」という。）とは、甲が所有若しくは管理する道路、河川、港湾、上下水道施設、農業林業施設等（以下「公共施設」という。）が、地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 本協定は、公共施設の応急調査業務の実施に関する必要な事項を定めることにより、災害時における公共施設の被害の拡大、二次災害の防止並びに迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。



（協力要請）

第2条 甲は、災害時に際し必要と認めるときは、乙、丙及び丁に対して、応急調査業務の協力を要請できるものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急調査業務協力者等）

第3条 この協定に賛同し、応急調査業務を実施できる乙、丙及び丁の協会員を災害時応急調査業務協力者（以下「協力者」という。）という。

- 2 乙、丙及び丁は、この協定の締結後、速やかに協力者の名簿（以下「協力者名簿」という。）を甲に提出するものとする。
- 3 乙、丙及び丁は、「協力者名簿」について、その内容に変更が生じたとき又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに、甲に対し、当該事項について報告するものとする。

(連絡担当者の設置)

- 第4条 甲、乙、丙及び丁はあらかじめ、応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口に報告するものとする。

(応急調査業務の調査者)

- 第5条 甲は、応急調査業務が必要な箇所ごとに協力者の能力、体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴いた上で、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

(応急調査業務の要請、応諾)

- 第6条 甲は、乙、丙及び丁に対し、応急調査業務要請書を交付することにより、調査者の出動を要請するものとする。
- 2 乙、丙及び丁は前項の規定による要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付することにより、調査者の出動を応諾するものとする。
- 3 甲及び乙、丙、丁は緊急の必要があるときは、前2項の規程にかかわらず、可能な通信手段を使用することにより、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲及び乙、丙、丁は遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

(応急調査業務の実施)

- 第7条 調査者は前条第1項の規程による要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに、応急調査業務に着手するものとする。
- 2 前項の応急調査業務は、公共施設の機能の維持及び回復に係る必要最小限のものとする。
- 3 調査者は、応急調査業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。
- 4 調査者は、応急調査業務を行ったときは、その内容等及び進捗状況を速やかに甲に報告しなければならない。

(応急調査業務の内容)

第8条 甲が乙、丙及び丁に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 被害の規模や内容を直ちに把握するために行う初期調査

- ア 公共施設の被災状況の目視による点検
- イ 公共施設の被災状況の調査及び写真撮影
- ウ 公共施設の被災状況の概略図の作成
- エ 費用負担を伴わない範囲での技術的助言

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要に応じて要請する緊急的な調査

(費用負担)

第9条 応急調査業務の実施に要する費用は、前条第1号に掲げる費用にあっては、乙、丙及び丁が負担するものとし、前条第2号に掲げる費用にあっては、甲の負担とし、積算基準等に基づき積算するものとする。

(委託契約の締結)

第10条 甲は、応急調査業務の調査期間中又は完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

(損害に関する事項)

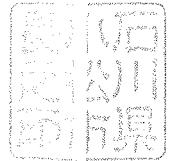
第11条 応急調査業務の成果物に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、小松市業務委託標準約款（令和5年4月1日）第27条から29条までの規定を準用する。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、締結した日から令和6年3月31日までとする。但し、期間終了の日の30日前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による何らの意思表示がなされないときは、引き続き同一内容で1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。



この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

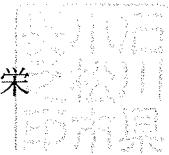


令和 5年 4月 1日



甲 小松市

小松市長 宮橋 勝栄



乙 一般社団法人石川県建設コンサルタント協会
会長



丙 一般社団法人石川県測量設計業協会
会長 新家久司



丁 一般社団法人石川県地質調査業協会
会長 矢野好二

